

## フランス革命期の公的扶助制度の形成

— 国民公会期を中心に（二） —

波多野 敏

## 目次

はじめに

第一章 九二年二月——経済政策と生存の権利

第二章 九三年三月——所有と公的扶助

第一節 三月一八日農地法禁止のデクレ

第二節 三月一九日公的扶助の全般的基礎に関するデクレ

第三章 九三年四月——人権と扶助

第四章 九三年六月——子供と老人への扶助

第五章 共和歴二年葡萄月（九三年一〇月）——物乞根絶に関するデクレ

第六章 共和歴二年風月デクレ（九四年二月）と最高存在の祭典

第七章 共和歴二年花月（九四年五月）——農村における扶助

第八章 共和歴二年收穫月（九四年七月）——施療院財産の国有化（以上本号）

（以上六〇巻三号）

一七九三年六月以後…扶助制度の具体化

いわゆるジロンド派人権宣言が採択されて後、一七九三年四月二五日からは最高価格令についての審議が本格化し、五月四日に穀物取引を統制し、小麦などの価格を各県ごとに定める最高価格制が導入された。その後、山岳派

が実権を握った国民公会では、改めて人権宣言・憲法を採択することと平行して、六月三日に亡命者財産の売却方法について定め、これは七月二五日のデクレで確認された。また、一七九二年八月一四日のデクレを受けて、共有財産の分配方法が定められる。こうしたデクレでは土地価格を長期に分割して支払うことが認められ、また土地を持たない家長に配分すべく一定の土地を競売より前に先取りしておくことなど、貧しい者が土地をもてるような配慮が前面に出されるようになる。他方で、九三年九月一日ならびに二九日のデクレでより広範な生活必需品と賃金の価格公定が導入され、広く価格統制が行われることになる。さらに九四年二月には、いわゆる風月のデクレが「革命の敵」の財産を国有化し、愛国的貧者へ財産を分配することまでが定められる。山岳派が実権を握ったこの時期は、貧しい者への土地分配や、労働者の賃金と生活必需品の価格を統制するなど、実質的な平等を目指した経済政策や土地政策が展開された。

公的扶助制度についても、三月に採択された基本法と、その後採択された人権宣言（これは実際には施行されなかったが）に沿って、さらに具体的な立法が行われてゆく。九三年六月二八日には子供と老人の扶助に関するデクレが採択され、共和暦二年葡萄月二四日（一七九三年一〇月一五日）に物乞い撲滅に関するデクレ、さらに共和暦二年花月二二日（一七九四年五月一日）に農村居住者の扶助に関するデクレが定められ、働くことが出来ない者に対する扶助策、働くことのできる者に対する援助策、働く意思のない者に対する刑事的な抑止策を定め、公的扶助制度を体系的に整備してゆく。そして九三年三月基本法に加えて、九三年六月から翌年五月の三法によって公的扶助制度をおおむね整備した革命政府は、それまでに例外的に国有化の対象外としてきた施療院などの教会財産を最終的に国有財産として組み入れるために、共和暦二年收穫月二三日（一七九四年七月一日）の施療院等の資産統合に関するデクレを定め、革命によって作られる新しい国民国家の公的扶助制度を作り上げていった。

## 第四章 九三年六月——子供と老人への扶助

老人と子供への扶助に関する法律については、六月二六日にメイニエが詳細な報告を行い、草案を提示している<sup>(1)</sup>。冒頭でメイニエは、貧者の権利が忘れられたままでは、「革命は不完全であるばかりか、専制が形を変えたものではない」と論じ、「貧しい者の生存の糧を供給すべく配慮することが国家の義務であると宣言されたとしても、貧しい者についても、そして貧者の利益となるためにも決して忘れてはならない全体についても、社会がもつとも迅速かつ有効だと考える解放の様式を急いで示さなければ、すべては幻となるだろう」と述べる<sup>(2)</sup>。ここでは、貧者の権利を保障することが、革命を完全なものにするために不可欠な、革命の中心的な課題の一つであることが確認される。

メイニエの報告は、こうした貧者の権利保護を社会契約論的な構成によって基礎づける。つまり、原始時代においては、人間は自分だけで自らの必要を満たさなくてはならず、いかに困窮のただ中であろうとも、扶助を求める権利はなく、ただ自分の働きだけが自分を幸福にするものであった。しかし、人間は、自らの必要を自分だけで満たすことは不可能であることに気づき、さまざまなるものを享受し、必要を満たすために同胞に歩み寄ることの必要を知る。「この時から人間は互いに生きてゆく糧を保障するための契約を結び、ここから社会が生まれるのである。」さらにこの最初の考えが発展し、社会契約の内容は増大してゆくが、常に人々は社会の基本法、社会を生み出す基本法として、貧者を扶助する義務を考えなくてはいけないのである<sup>(3)</sup>。

なかでも、子供と老人の時期は、さまざまな必要がもつとも求められる時期であるにもかかわらず、これを自分で満たすことがまったくできない時期であり、社会が何よりも目を向けなくてはいけない時期である。メイニエは、アンシャン・レジーム期にも老人や子供に関する法律はないわけではなく、悪法が積もり積もって結局道徳的感

情を殺し、自然の声を押しつぶすものでしかなかったと述べる。また援助が必要な者の個別の状況に対応せずに、施療院を中心とした扶助しか提供されないために、扶助を受けるためには家族と離れ、これまでの習慣と切り離され、扶助を受けるために大きな代償を払う必要もあつた。アンシャン・レژیムの制度は不道德と誤りに満ちたものであり、社会は多くの害を生み出す病に苦しめられてきた。しかし、この病を根絶することは立法者全体の課題である。悲惨と犯罪が支配してきたところに秩序と繁栄をもたらすのは一連の立法によるのであり、一委員会の職掌を超えており、その具体的なやり方は革命の栄光と力に左右される。メイニエは、アンシャン・レژیムの扶助制度の分析の最後に、「王権の失墜は社会体にとって大きな障害を取り除いた。われわれの再生のために、この幸福な芽を育て、この人間性に対する脅威である物乞を閉じ込め、危険なものでなくし、社会を構成している人々の恐れではなく思いやりを引き起こすようにしなくてはならないのだ」と述べ、ここで公的扶助制度の実現が革命の課題であり、また「再生」というテーマとも関わっていることが示される。

そしてこうしたアンシャン・レژیムの扶助制度に代わる扶助制度が必要な実効性を備えるのは、同時に「もつとも完全で、もつとも慰めとなり、もつとも道德的で、しかしながらもつとも費用のかからない」ものであることが必要であるとされる。ここでは、貧困が完全に無くならない限り、社会はその義務を果たしたとは言えないこと、たとえ不幸な人を援助したとしても、扶助がないのと同じような苦痛を与えるものであつては意味がないこと、扶助を習俗の改善に役立てることを考えなくては、貧困は不治の病となつてしまうこと、そして、裕福な家の者が貧しい者を援助することは義務であるとしても、援助が貧者が必要な水準を超える時には、今度は逆にこれは窃盗となるのであり、援助は悲惨を無くすために厳密に必要なことに限定されること、以上の四点が望ましい扶助制度の基本的な性質として上げられる。メイニエは、いろいろな場面での扶助のかかえる問題点を、一家の父、未婚の母やその子供の扶助にかんして展開するが、それぞれの場面で、扶助をすることが怠惰や習俗の墮落など、道徳性を

損なわれないで、なおかつ必要なことについては完全に援助する、この二つの面を同時に実現することの困難さが指摘される。<sup>(5)</sup>

そして、いろいろな問題を避けるために考えられるもつとも適切な扶助制度が在宅扶助であるとする。このタイプの扶助は、家庭で行われるが故にもつとも道徳的でもつとも慰めとなる。子供も、常に両親の元に置かれ、母親の世話を受けることができ、これは施療院では決して提供できないものである。老人も、自分たちのこれまで生活してきた場で、扶助を受けることができ、施療院の恐ろしい光景に苛まれることもなく、最後まで慰めの中で扶助を受けることができる。また施療院が、費用がかかる割には効果が上がらないのに対して、在宅の扶助は、施療院における扶助が必要とする多くの無駄を省くこともできる。したがって、扶助は在宅での扶助を基本とし、施療院は、やむを得ない場合の例外的補助的なものとして位置づけられる。<sup>(6)</sup>怠惰を招き、習俗の墮落につながるような形で、なおかつ効率的な扶助を行うために、施療院のあり方を批判し、在宅での扶助を中心として組み立てようとするメイニエの議論は、立憲議会における救貧委員会以来の革命期の扶助制度に関する考え方、さらにはチュルゴー以来の経済学者の議論を受け継いで具体化するものと考えられる。

以上のような原則を確認した後、メイニエは、子供や老人に対する具体的な扶助のあり方を論じて行く。示された草案では、まず第一章で子供への援助について定められる。ここで、援助の必要な子供は、貧しい家庭に生まれた子供に対する援助と、親のわからない子供に対する援助に分けられる。そして、第二章に、老人に対する援助にかんする規定が置かれ、第三章でこうした援助の実施方法にかんする規定が整理される。

貧しい家庭の子供にかんする援助については、納税額に応じて援助の仕方が変えられる。税を納めていない者については、第三子が妊娠六ヶ月となった時が援助のはじまる時点であるとされ、労賃五日分までの納税者については第四子、労賃五日分から一〇日分の納税者については第五子からが援助の対象とされる。家父が死亡した場合に

は、家の母も扶助を受ける権利を得る。こうした援助は在宅で行われ、年金方式で支払われる。年金額は、二年ごとに行政によって定められるが、子供については八〇リール、寡婦については一二〇リールを上限とする。この年金は一二歳になるまで提供されるが、八歳以降は三分の二に減額される。扶助を受けた子供が一二歳になると、国の費用で徒弟に出ることができ、この際には年額一〇〇リールが二年間支給され、また農業に従事する場合にはまとめて二〇〇リールが支給される。

また、こうした扶助を受けようとする際には、その子供は母親が授乳しなくてはならないとされ、この義務を免れるためには、授乳することが不可能であるか、あるいは母親や子供にとって危険性があることを、健康管理官によって証明してもらうことが必要であった。母親は、出産費用として一八リール、自ら授乳するという条件でさらに一二リールの援助が加算される。自ら授乳しない時には、授乳者の名前をコミューンの役所に届け出なければならぬとされる。母親による授乳に代わって「母が子供に授乳すれば、習俗は必ずから改善される。自然な感情がすべての人の心にわき上がり、国の人口も増える。」と述べられ、母親による授乳が、革命期の習俗の改革の要ととらえられる。そしてまた、報告者は「家庭内の徳を行うことではじめて人々は公的な徳を行う準備ができる。政治的観点からは小さな徳などというものは存在しない。国家の幸福と安全のためにもっとも基本的な法律は習俗の細かな点に関わるものである」と論じ、授乳という一見私的で些細な事柄に対しても、習俗の改善のためとして、国家が大きな関心を示していることが明らかにされている。

貧しい家庭の子供に対する援助は、家父の働きに対する補助的なものと考えられるが、婚姻外の関係から生まれた子供に対する扶助はより全面的な扶助となり、同時にこうした子供を産んだ母親に対する援助の必要性も高い。しかし、こうした婚姻外の子供に対する援助は道徳的に微妙な問題も含んでいとも考えられる。メイニエは、こうした母親に対する援助を拒否すれば彼らを犯罪に走らせることになるとしても、やはりこうした行動に名誉を与

えることはよき習俗に反することでもあると若干の躊躇をしめしながら、婚姻外の関係から子供をもうけた母親も、「国家に対して市民を供給する」という点で何ら変わりはないのであり、彼女たちの子供も同様に社会の扶助に対する権利があるのだと述べる<sup>8)</sup>。そして、婚姻外の子供にかんしても、貧しい家庭の子供と同じ額の年金が支給される他に、婚姻外の子供固有の援助やその母親に対する援助が考えられる。

婚姻外の子を妊娠した母親が国家の扶助を得るために必要な手続は、住所等を自治体に届け出るだけで、婚姻している母親のとるべき手続と同じであるとされ、処罰につながるような様式は求められない。各デイストリクトに分娩のための施設が作られ、妊娠六ヶ月の時点で母親はこの施設に入所することができ、出産し健康を回復するまで国の費用で過ごすことができる。母親のそばに子供を置いていては、習俗にとってあるいは子供にとって危険性のある状況があるときは、行政機関が救護院へ収容したり乳母に預けるなど一定の措置が執られる。市民は誰でも、こうした婚外の子供の養育を申し出ることができ、自治体は習俗や子供の教育にとって利益になると考えられるときには、当該市民にこの子供を引き渡すことができ、その市民が子供の養育にあたって、貧しい家庭の子供に対して支払われる年金を求めた場合には、同じ条件でこれが支給される。この市民は、適切に子供を教育し、しかるべき年齢に達したときには職業教育を行なうことも求められる。こうした子供に対しては、自治体は常に後見的な立場を保持し、必要な場合にはこの子供を引き取り、救護院に収容するなどの措置がとられる。こうした婚姻外の子供については、行政が後見的な地位を確保しながら、子供については、まずは母親や里親の下での養育といった在宅での扶助が追求され、救護院などに収容するのは、こうした在宅での扶助に問題があったときの最終的な手段となっている。

老人については、六〇歳以上で自分の労働によっては十分な収入を得られない者に対して扶助が行われる。老人に対する扶助は在宅扶助と救護院における扶助が提供される。家のない老人であっても、親族や友人の家などで扶

助が受けられる場合は在宅扶助も可能である。在宅扶助は、一定額の年金の支払いによって行われ、この額は二年に一度行政当局によって決定される。年金額は最大一二〇リールであるが、六五歳に達するまでは三分の一、六五歳から七〇歳に達するまでは三分の二の支給となり、七〇歳に達すると満額が支給される。支給は三ヶ月に一度、前金の形で支給される。しかし、規定の年齢に達していなくとも、自分の労働では十分な収入が得られない状態にある者は、病気や障害の状況についての健康管理官の証明を得て必要な扶助を受けることもできる。家や適当な家族・親族・友人が無く在宅扶助を受けられない老人については、救護院での扶助が行われる。この救護院は病人の救護院とは異なるものとして設置される。この救護院での生活が老人の希望に添わないような場合には、ここから出て行くことも自由であり、この点の自由は最後まで保障されると論じられる。救護院で生活する老人には、在宅扶助を受ける老人に支給される年金は支給されない。だが、「老人の力が完全には衰えておらず、依然として社会に有用である場合には、怠惰の義務を課す必要はない」<sup>9)</sup>のであり、老人が働くことも妨げられず、働いて得た収入は当然老人のものとなる。

以上の扶助を実際に運営してゆく体制もまた重要な問題であるが、これについては第三章に規定が置かれる。基本となるのは扶助台帳の作成である。各コミュニケーションのコンセイユ・ジェネラルが扶助を受けるべき子供と老人の扶助台帳をそれぞれ制作する。子供の扶助を受けようとする者は、健康管理官によって出された妊娠証明書、夫の租税台帳の写し、すべての子供の出生証明の写しをそろえて申請する。老人については、自分の出生証明とともに申請する。作成された扶助台帳は二ヶ月間公示され、市民は誰でもこれを閲覧し、意見を提出することができる。この台帳の公表を通じて、扶助を受ける者の生活状態などを良く知る者からより確実な情報提供が行われることが想定される。これが、台帳の誤りや不正を無くし、また必要な扶助を確実に提供するための重要なステップとなっている<sup>10)</sup>。そして、二ヶ月間の台帳の公表後、コンセイユ・ジェネラルは閲覧記録を参考に名簿を確定し、カントンで



最終的に決定される。

各カントンには扶助管理部がおかれる。人口六〇〇人以上の都市の場合には、管理部は二つに分けられ都市部を担当するものと農村部を担当するものに分けられる。この扶助管理部はそれぞれ八人ずつの男女の市民から構成され、このメンバーは第一次選挙集会において公選・任命される。この扶助管理部のメンバーが中心となって救済金を配布し、また必要なときにはミュニシパリティや健康管理官との連絡係となつて実際の扶助制度を動かしてゆくことになる。また扶助管理部にはそれぞれ健康管理官が置かれ、在宅扶助を受けている者の世話をすると同時に、扶助を受ける者の状態などについて扶助管理部に報告し、また年間の報告書を作成し扶助管理部と上級行政庁に送る。また薬剤部で薬をもらうためにも健康管理官の処方が必要とされる。健康管理官の年間給与は五〇〇リブルと定められる。健康管理官も第一次集会で投票の絶対多数を持つて選出される。さらに、各管理部で助産婦が選ばれ子供や妊婦の世話にあたる。

この六月のデクレは、老人と子供、またその母親に対する扶助を定めており、基本的には、働くことができない者に対する直接的な援助を定めている。この扶助制度についての基本的な考え方は、立憲議会の救貧委員会以来の考え方を踏襲するものであり、特に大きく変化した点はない。革命が始まって以来、議論ばかりがされてきた公的扶助制度を具体的に定めた最初の立法がこの六月のデクレになる。そして、この後も山岳派の主導する国民公会は、さらに働くことができる貧者に対する扶助策を定めてゆく。

## 第五章 共和歴二年葡萄月（九三年一〇月）——物乞根絶に関するデクレ

山岳派の国民公会は、六月に老人と子供の扶助に関するデクレを採択した後、七月二六日には買い占め人に対す

るデクレで、買い占めを極刑に値する犯罪と規定し<sup>(11)</sup>、さらに九月一日ならびに九月二九日のデクレで広範な生活必需品と賃金の価格を定め、全面的な価格統制を行い始める<sup>(12)</sup>。そして、一〇月一日にすでに採択されていた憲法の実施を「平和の到来まで」延期することとし、徳と恐怖に基づく政治を本格的に展開し始める。このような中、三月デクレを具体化する第二のデクレとして物乞い根絶に関するデクレについて、三月の報告者と同じボーが一二日（共和歴二年葡萄月二一日）に議会で報告を行い、これは一五日（葡萄月二四日）に採択された<sup>(13)</sup>。

報告の冒頭でボーは、ここまでもしければ強調され、また人権宣言にも取り入れられた原則のうち、健康な者に関する原則についてあらためて、「すべての人は、もし健康であれば労働によって生存の糧を得る権利を持っている」と宣言することから始める。これはリアンクルの救貧委員会以来一貫して言われ続け、九三年人権宣言にも取り入れられた公的扶助の原理の一つの側面である。六月のデクレが働くことができな者に対する援助を中心に議論していたのに対して、この一〇月のデクレでは働くことができる者に対する援助と、働こうとしない者への処罰が問題となっている。報告冒頭の、人は労働によって生きる糧を得るといいう原理の確認は、この問題を考へるときの基本原理の確認である。

そして、ここまでの制度がこうした働くことによって生存の糧を得る権利を保障してこなかったことを批判する。新しい共和国にとって、これまでの誤った統治の欠陥を是正し、賢明な法律によって物乞いを撲滅することが喫緊の課題となるのである。

われわれの悪しき制度は、帝国のすべての資源を犯罪者の手に集中させ、労働を魅力のないものにし、市民を育てるのに、飢えの恐怖と物乞いの恥辱の間での選択を行わせてきた。それゆえ、このわれわれの社会が感染している、あちこちに見られるレブラは物乞いの犯罪というよりは立法者の犯罪であると言わねばならない。この病は統治の誤り、統治

の欠陥によって支えられ広まっているのである。したがって、あらゆる人権の認められる共和国において、物乞いの撲滅は賢明な法律によって早急に行われなければならないのである。<sup>(14)</sup>

基本的な原理と、新しい共和国建設の一つの課題としての物乞い撲滅ということを確認した後、ポーは、貧者を三つに分類する。第一に、財産を持たず、仕事によって生活の糧が得られない季節にだけ物乞いをする貧者で、彼らは自分の住所地を遠く離れることもなく社会秩序にとつてもそれほど脅威とはならない者である。第二が、「恥ずべき貧者」と呼ばれる者で、貧困に陥ついても過去の虚栄から働こうとせず、余裕のある有徳の人の人間性に訴えて生きてゆこうとする者である。そして、第三が、「習慣的物乞い」「根っからの浮浪者」と呼ばれる者であり、地方を渡り歩いて、人に危害を加えたり財産を奪つたりする者で、これは社会にとつて真の脅威になる者である。貧者と社会の間に、働く者に対して扶助を行わねばならず、また扶助を得るには働かねばならないという相互の義務的関係を確立する必要がある<sup>(15)</sup>、この相互関係は、これまで働く義務を免れてきた「恥ずべき貧者」についても当てはまる<sup>(15)</sup>ことが確認される。

そして、「もつともよい政策は、おそらく、もつとも多くの市民が自らのものを所有するようにする政策であろう」と述べられ、貧困解消のための最良の方策は、財産所有であるとされる。そしてこの財産所有ということは人々を祖国と結びつける鍵ともなる。「財産は人を大地に結びつけ、自分の享受する利益を失うことを恐れ、自らのものだと考える国を愛するようにさせる。何も持たない不幸な者には祖国もないのである。」貧困を解消するための根本的な方策は、財産を所有することであるというのもまた立憲議会以来言われ続けていることであり、財産が祖国と市民を結びつけるというのも重農主義以来の議論である。また国有財産の売却策を通じて、財産所有者の数を増やすことで、貧困を解消するというのは、その成否はともかく、一面では革命政府が一貫してとつてきた政策でも

ある。しかし、ポーは所有の拡大という論点に固執せずに、貧者は労働を通じて援助すべきであるという議論を展開してゆく。「人がまさに貧困であるのは、何も持たざるが故ではなく、働かざるが故なのである。そこで、国が貧困状態を無くすのに用いるべき援助策は唯一労働なのである。」<sup>16)</sup>

そして、季節によって仕事を失う健康な貧者に対しては、作業所を適当なカントンに設置することで対処する。作業所の設置については、ミュニシパリテが、健康な貧者の名前、性別、年齢、可能な労働、仕事のない時期、貧者にとつてふさわしい仕事についてのリストを作成して、カントンの扶助管理部に提出し、ここから上級の役所に要求があげられてゆき、最終的には必要な基金を立法院で決定する。扶助労働はデイストリクトにおいて競売をつうじて決められ、作業については二週間前から公告によって告知される。作業所は、デイストリクトの中のいくつかのカントンに置かれるだけなので、そこで働こうとする者はカントンを超えて移動するも出てくるが、その移動にはバスポートの携帯が求められる。<sup>17)</sup>

しかしながら、こうした作業所を設置することで、貧者から自分の生存を確実にするのに必要な不安や配慮を完全に取り除いてしまつてはそこからまた弊害が生じる。いつでも作業所で仕事が見つけれられるとなると、人はそこから離れなくなり、財産所有者やマニユファクチュアの経営者は労働力が得られなくなり、国の真の繁栄に妨げとなるのである。こうしたことを防ぐために、作業所の労働条件は一般の労働条件よりやや悪くしておく必要がある。委員会は、作業所の日給を、当該カントンの標準的な日給の四分の三に設定することでこの弊害を避けようとする。このように貧者の労働を確かなものとした後は、三月のデクレでも言われたように、貧者の怠惰や無思慮を助長する施しは禁止され、間違つて理解された同情を効果的にやめさせるために、物乞に施しをした者は標準的な日給の二日分を罰金として支払わねばならないとされる。<sup>18)</sup>

ポーは、以上のようにまず作業所の設置についてひととおり論じた後、働こうとする意思のない貧者に対する処

罰を含めた対策について論じていく。自らの働きによって自らを助けようとしないう者に対しては、厳しい処罰を科し、習俗を維持し、労働を奨励し怠惰を抑えなくてはならない。しかし、この処罰もまた専制的であってはならず、人間的かつ正義にかなっていないなくてはならない。専制的な政府は、人間を墮落させることで自らの支配を強化してきた。革命の道徳と政治の原理は、権利と義務の認識に基づいており、処罰であっても処罰される人間の利益を考へ、処罰される人間にも人間としての尊厳を見る。新しい物乞いの施設も収容者を貶めるような名前を持たず、また内部の体制も非人間的ではない。ここで、収容者も労働への嗜好と愛を身につけ、浮浪を恥辱と感じるようになる。厳格さが反抗的で危険な浮浪者を抑えるが、収容者を過酷な扱いでつぶしたり、軽蔑によって怒らせることもない。

不幸な者を慰めなくてはならない。改善の期待できる者を励まさねばならない。哀れな不信任から自分の犯罪的な習慣を捨てることができない者を勇気づけねばならない。賢明さとともに提供される道徳的治療法は、脅しや殴打よりもはるかに墮落した人間を立ち直らせるものだ。脅しや殴打による処罰は反乱や陰謀の場合にとっておくがよい。<sup>19)</sup>

たとえ犯罪者であっても道徳的な存在としてとらえ、処罰によって更生を図るとするのは一七九一年の刑法典にも現れている理想であり、浮浪者の処罰についても単にこれを脅し抑圧するのではなく、道徳的精神的な手立てによって怠惰を強制し労働への嗜好を身につけて健全な市民として更生させるというのが新しく設置される施設の目的である。

また、物乞いが子供を連れてくることも少なくない。こうした子供については、実の子供であるか否かにかかわらず、とりあえず、子供を連れていた物乞いが実直で勤勉な市民として立ち直るまでは、子供と物乞いを引き離す

ことも必要である。子供を墮落した親の手に残しておかないことが大事であり、この場合、国家が親の義務を代わつて果たさなければならぬとされる。また、外国人については祖国に送り返される<sup>20)</sup>。

この矯正施設における処罰は、「厳格な監視と経済的かつ利益の出る運営」が求められるが、「その第一の目的は、收容者の不道徳性をうまく矯正し、彼らの労働から現実的な利益を引き出すことである。」この施設は基本的に各県毎に設置され、その具体的な規律についての詳細は地域の特殊性に応じて各県の行政にゆだねられるが、立法府としては、各收容施設内に監視委員会を置き、所内の秩序維持にあたらせ、收容者の過酷で恣意的な処遇が生じないように監視し、收容者を消耗させないように、しかも怠惰を招かないようにすること、十分な食糧を提供し、無駄な支出を省き、かつての物乞い收容所にあつたような弊害が生じないようにすることを定める<sup>21)</sup>。

ポーは、現下の情勢において、物乞いの数がきわめて重大なものになっていることを指摘しつつ、費用の問題にも触れている。現在三四の收容施設が約一三五八八九リールの資金で運用されているが、効率化によって、同じ資金で五二以上の施設を運用できるとする。同時に、効率化も大事だが、施設における労働から得られる利益の一部は收容者に還元される必要がある。「收容者に労働の嗜好と習慣を身につけさせることが正しくかつ政治的である。それは友愛に満ちた教育だけでなく、利益を動機としても行われる。收容者に一日の仕事の給与の一部を渡せば、收容期間中に彼らの物質的安楽さが増大し、解放されたときのための経済的準備ができる。」法では、收容者の日給相当分の内三分の二は、收容者の食糧等の費用に充てられるが、残りの三分の一は出所時に交付されることが定められる。しかし、「收容者の境遇は、村の労働者ほど甘く、幸福なものであるべきではない。拘禁は処罰であり、不自由・困難を通してもう一度自由を取り戻したいとする欲求を刺激し、良き振る舞いが拘禁を短縮されるという希望につながらなければならない。この悪しき人間を鼓舞し、あらゆる手段によって怠惰・無為の習慣を断ち切らねばならない。そして最後に、国家を傷つける悪徳から彼らを将来に渡つて守らねばならないのである。」<sup>22)</sup>

しかし、様々な努力にもかかわらず更生できない人間もいる。こうした人間に対する手段が追放刑である。「しばしば悪しき市民が、同じような悪しき性質を持った人間と一緒に、未知の地方に追放され、彼らと同じよう生きてゆくために絶え間ない労働をせざるを得なくされ、しばしば、と私は言いたいが、この浮浪者が新しい物事の状態に影響されて、自分自身あらゆる秩序、あらゆる労働の敵であったことを知り、新しい社会の徳ある構成員となつて、共同体の人々にその身体的力の生産物を提供するということもあるものだ。」したがって、「何度も拘禁され、厳しい手段がとられたにもかかわらず、物乞いを公的秩序や彼自身の利益となる方向に向けられなかったとき、国家の安全と物乞いによりよく生きるための魅力を示すためにどこかの島におくことは避けがたい。彼が公的秩序に組み込まれ戻ってくることは不可能ではないにしても非常に難しく、あるとしても確実に改善されるために長い期間が経過してからのことである。」当面の追放先は、フランス領ギアナであり、革命政府にしたがわない聖職者がすでに追放されている場所でもある。物乞いについては三度目の再犯で追放となるが、何らかの加重情状があった場合には二度目で追放となり、その期間は八年を下回らないものとされる。ただし、一三歳以下、六〇歳以上の物乞いは追放刑を免れる。<sup>(23)</sup>

大略以上のような抑止手段について議論した後、ポーは最後に物乞いの住所について詳細な議論を展開している。扶助を行う住所を定めることは、国中に広がっている貧者が国の扶助をどこで受けることができるかということに関わつて非常に重要な問題となるのである。通常は出生地が扶助を受ける住所であり、新たに住所を定める場合、一年以上当該コミュニティに住んでいることが必要である。これによって、一定期間定住することが扶助を受ける前提となる。<sup>(24)</sup>住所を定めることは、扶助行政の必要からも生じてくるが、ポーは簡単に住所を変えることが浮浪を招く危険性について強調する。「もし諸君があまりにも簡単に貧者が扶助の住所を選ぶことを許せば、貧者が先を見通し働く必要があるということを見失つてしまう。諸君は物乞いの眞の芽を養うことになるのである。」人は自由に居

を定めることができるのではあるが、「貪欲や計算から別のコミュニティに移ろうとする者に、新しい扶助の住所を認める前に、公的な負担をかけずに、すなわち働いて、あるいは少なくとも公的扶助に頼らず生活し、一定期間定住することが必要なように思われる。あるミニニシパリテにたどり着いて、自分のことを記録係に登録し、パスポートによって浮浪者でも犯罪者でもないことを証明することが必要である。この規定は、労働者を定着させ、仕事の種類によって、浮浪生活になりがちな者の性行を浮浪から離れさせる。そしてこの規定はまた、浮浪者がミニニシパリテに入るのを防ぎ、新しい住所を積極的な監視下に置くのである。」<sup>(25)</sup> ここには、単に行政上の便宜だけではなく、住所の変更に一定期間の定住その他の条件を求めることで、人々が浮浪者になることを防ぎ、また浮浪者予備軍を定住させて監視下に置こうとする意図が明確にあらわれている。

この法は、ポーの報告の後、葡萄牙月二四日（一〇月一五日）に採択される。この法の意味については、貧者の処罰という側面が強調されることも少なくないが、この処罰は作業所の設置と、少なくとも理論上は対になっていることにも注意しておく必要はあろう。健康で働くことができる者には仕事を提供することが求められる。理論上は、このような仕事が多分に提供されて初めて、働く意思のない者を矯正施設に收容して、実直で勤勉な市民として更生させるというのがこの法の狙いである。もともと、作業所の設置・仕事の提供が実際に行われているかどうかを検証することは十分にされないまま、法公示の八日後には物乞いをした者を逮捕し、処罰の手續に入ることになっており (Titrell, Art.1 以下)、仕事の提供と働く意思のない者の処罰とのバランスはまったくとれていないと言わざるを得ない。

また、ポーの報告では、従来之物乞い收容所と本法による新たな矯正施設との違いも強調されるが、実際には法施行後八日の余裕で新しい施設ができるとは考えにくい。現実には、既存の施設を利用する他はなく、本法の第三部には経過規定的なものも定められている。新しい施設が現実に既存の施設とどのように異なっているのか、実際



の施設の運用がどのようなものであったかを知ることは困難である。新しい施設によって、現実にとれほどの浮浪者が更生できたかについても、ボーの報告に強調されているほどうまくいったわけでは無からうということは推測できる。ただ、こうした処罰を通じて更生という考え方は、一七九一年刑法典についてのルベルチエ<sup>26</sup>サン<sup>27</sup>フアルジョーの報告の基本的な考え方であり、重罪の犯罪者の処罰も浮浪者の処罰も、共通の考え方の上に立っていることは確認できる。ボーの報告でも、単に浮浪者を厳しく処罰することが問題ではなく、最終的には、処罰を通じて浮浪者を勤勉な市民として更生させることが施設の目的であることは読み取ることができる。

## 第六章 共和歴二年風月デクレ(九四年二月)と最高存在の祭典

内外の情勢がいつそう厳しくなる中で一七九三年秋には憲法施行が延期され、革命政府が成立するが、その後も社会的政治的情勢は緊迫の度を増していった。一七九三年六月、共和歴二年葡萄月の法は、貧者に対する一定の援助と物乞いの禁止・処罰などの貧困対策を立て、また秋からは本格的に統制経済が導入されたが、これによっても必ずしも事態は好転しなかった。その中で、政治的にも左右両派の対立が深まってゆき、政府は両派の間で難しい舵取りを迫られる。そして、風月の末(三月末)にはエベール派が粛正され、芽月(四月初旬)にはダントン派が粛正される。

マチエが「新しい革命のプログラム」という、革命の敵の土地を貧者に分配するという風月のデクレが定められるのはこうした状況の中であつた。<sup>26</sup>直接的には、左右両派の対立の中で、ダントンを中心とする右派寛大派が議決させた四日の決定に対して、サン<sup>27</sup>ジュストが提案するのが、風月八日(一七九四年二月二六日)のデクレである。この報告は、議会議事録では「拘禁について、愛国者に正義を行い、犯罪者の処罰を確実にするもつとも適切な方

法についてのデクレ」についての報告となっており、土地政策についての報告という面はタイトルには現れていない。以下、この内容を簡単に見ておこう。<sup>(27)</sup>

サン＝ジユストは、報告の冒頭で四日のデクレに言及し、拘禁について、また無実の虐げられた愛国者を識別・解放し、また罪ある者を処罰するための迅速な方法について報告があったとし、そしてこの問題を、法的問題としてではなく、政治的問題、それも非常時の政治的問題として論じようとする。この問題は、法的関係ではなく、人民と政府の安全の問題であり、個人の利害ではなく共和国全体の利害から、私的な視点ではなく全体の視点から決定されなくてはならず、拘禁は、主権の性質や堅固さ、共和国の習俗、将来世代の徳と悪徳・幸福と不幸、富・所有といった経済、そして理性と正義に関わる政治問題なのであり、「敵が敗北するか勝利するかは拘禁にこそ関係しているのである。」<sup>(28)</sup>サン＝ジユストにとっては、「共和国を建設するということは、共和国に反対するものを完全に破壊すること」<sup>(29)</sup>であり、「あらゆる法の中で第一の法は共和国の存続」でありにもかかわらず、裁判は常に恐るべき寛大さの下で行われ、個々の当事者が国家の破壊を持たらさずのかどうかということは十分に検討されてこなかった。しかし、裁判は寛大さに基づくのではなく厳格に行われなくてはならないのである。<sup>(30)</sup>恐怖政治を終わらせ、拘禁にもできるかぎり通常の司法におけると同様の手続を求めようとする寛大派に対して、サン＝ジユストは、いまだ共和国が貴族や外国勢力、反革命的な聖職者など多くの敵に囲まれているとし、恐怖政治と革命政府を擁護し、その継続を求めるのである。

しかし、サン＝ジユストの提案は、裁判や拘禁の手続や個別案件に関わるものではなく、やや唐突な感じもなくはないが、所有や富の問題に展開する。良く知られた一節だが、やはり引用しておこう。

実際、物事の力はわれわれを考えてもいなかった結果にまで導いてきた。富は、相当多くの革命の敵の手に握られてい

る。人民は、その敵に依存して働かざるを得ない。市民間の関係が政府の形式と相反する帝国が存続できると考えられるだろうか。革命を半ばまで進めてきた者は、墓を掘っただけに過ぎない。革命は、われわれをして、その国の敵はここでは財産所有者になることはできないという原則を認めさせるにいたった。われわれが救われるにはまだ天才の一撃が必要である。

圧制者の享楽のために、人民が国境で血を流し、家族が子供のために喪に服さなくてはならないのか？ 諸君は次の原則を認めるだろう。自分たちの祖国を解放するのに力を尽くした者だけが、そこで権利を持つのである。自由な国を汚す物乞いを無くそうではないか。愛国者の所有権は神聖である。しかし、陰謀を企てる者の財産はすべて不幸な者のためである。不幸な者は大地の力である。彼らは自分たちを無視してきた政府に対して主人として語りかける権利を持つ。この原則は腐敗した政府に対しては破壊的である。もし諸君が腐敗していれば、諸君の政府は破壊される。諸君が殺されなくなれば、不正義と犯罪を殺さなくてはならない。<sup>(31)</sup>

この報告に基づいて可決されたのが、同日のデクレで、主たる部分は二箇条である。

治安委員会は拘束された愛国者を解放する権限を持つ。解放を求める者はすべて一七八九年五月一日以降の自らの行動について説明すべし。

愛国者の所有権は神聖である。革命の敵と認められた者の財産は共和国のために収用される。この者は平和の到来まで拘束され、その後永遠に追放される。<sup>(32)</sup>

この後、風月一三日（三月三日）に、八日の決定について、より具体的な方法について定めるデクレがやはりサ

ン・ジュストの報告に基づいて採択される。<sup>(33)</sup>ここでは、すべてのコミューンにおいて、貧しい愛国者の氏名、年齢、職業、その子供の数と年齢についての一覧用を作成し、ディストリクトの執行部を通じて公安委員会に提出すること、公安委員会を中心に革命の敵の財産によってすべての不幸な者に補償する方法について報告を行うこと、治安委員会の命令により、一定の期限を定めて一七八九年五月一日以降の拘禁者の指名と行動を通報させることなどが定められた。

この風月のデクレは革命の敵の財産を貧しい者に再配分しようとする。所有については、九三年三月の農地法禁止のデクレによって所有権の尊重ということが確認され、六月の人権宣言でも法律によって認められた部分について財産を享受し処分する自由が認められている。ここまで社会的か自然的かということは別にして、風月のデクレは、基本的に法的には否定されなかった所有権について、革命の敵についてはこれを否定するものである。国有化された教会財産については、元々その財産の所有権については完全に教会にあると考えられていたわけではないし、亡命者の財産を収用するには、亡命者が与えた損害を補償するために財産を収用するという論理が曲がりなりにも考えられた。また、ロベスピエールの生存権論が、生存に必要な部分以上の財産を共有しようとした、その議論とも異なった論理で所有権が否定されている。一三日のデクレには「補償する」という言葉も見えるが、八日のデクレにはこうした言葉も見られない。単純に敵には所有権を認めないというのは、サン・ジュストの報告ではそれなりに説得力を持って展開されていると見えなくはないが、やはり、きわめて政治的で法的には乱暴な議論であるといわざるを得ない。風月のデクレは、左右両派の対立の中で、比較的貧しい層の人々をも革命政府の側に取り込もうとする政治的戦術の一貫であることは間違いないが、本稿で見てきた公的扶助制度についての立法に比べても、このデクレは、きわめて政治的な性格が強く、内容の過激さや手続の曖昧さという点でかけ離れている。

次に見る花月二二日法が制定される直前、花月一八日(五月七日)ロベスピエールの報告の後、最高存在の祭典

に關するデクレが定められた。<sup>34)</sup> 風月下旬(三月なかば)から翌月芽月(三月下旬から四月)にかけて、一方で左派エベール派を逮捕処刑し、つづけて右派ダントン派も肅正したロベスピエールらは、当面、反対派に煩わされることなく独裁的な権力を行使できるようになる。こうした一瞬、権力の絶頂にあつたロベスピエールによって執り行われたのが最高存在の祭典であつた。ロベスピエールにとって、市民社会の唯一の基礎はモラルであり、このモラルを永遠かつ神聖な基礎の上に据えることが最高存在の崇拜である。ルソーの市民宗教を連想させる、キリスト教とも無神論とも異なる国家の宗教的な基盤を構築することが最高存在の祭典の狙いであると言えよう。デクレ第三条では不誠実と圧政を憎むこと、圧政者と裏切り者を処罰することなどと並んで、「不幸な者を扶助すること、弱者を尊重すること、虐げられた者を擁護すること」が人民の義務であるとされ、また一日毎の休日に執り行うべき祭典の中にも「幼年」や「老年」「不幸」の祭典が含まれており、公的扶助制度の対象である貧しい者への援助に共和国の市民宗教の中でも重要な位置づけが与えられるのである。

## 第七章 共和歴二年花月(九四年五月)——農村における扶助

前節で見たような政治状況の中で定められるのが共和歴二年花月二日(九四年五月一日)の「農村部における物乞いを根絶する方法、並びに共和国が貧しい市民に提供すべき扶助に關するデクレ」である。九三年三月から定められてきた公的扶助に關する三法と、この花月二日法の制定によって革命の公的扶助制度は形作られる。デクレはまず、序章で国家福祉台帳の作成について定められ、第一部から第三部にかけて、老人あるいは病人の耕作者について、老人あるいは病人の職人について、母親と寡婦についての定めが置かれ、第四部で登録された病人に対して在宅で与えられる扶助について、最後に第五部で市民祭典の挙行方式についての定めが置かれている。<sup>35)</sup>

バレールは報告の冒頭で先の風月八日のサン・ジュストの報告の「不幸な者は大地の力である。彼らは自分たちを無視してきた政府に対して主人として語りかける権利を持つ。この原則は腐敗した政府に対しては破壊的である。もし諸君が腐敗していれば、諸君の政府は破壊される」という部分を引用し、「この恐るべき原則を人民代表の前で表明した公安委員会・治安委員会は、この表明が何物も生まず彼らに課されている義務を履行しないことを人民によつて非難されるまで何もせずにいるわけにはいかない。委員会は今日、貧者について語っているが、この聖なる名前、しかし、共和国から直ちに誰もが知らなくなる名前を、本当に忘れさせることができるかは諸君の努力にかかっている」と述べることから報告を始める。<sup>36</sup>貧者に「聖なる」という形容詞までつけて、共和国における重要性を示すことは、革命が始まって以来、公的扶助制度について繰り返し議論されてきた中でもなかったことであり、ここにはこの時期の政治情勢が大きく影響していることは想像できる。

バレールは、人民の政府と物乞いは相容れないと論じる。かつて物乞いは、施療院に閉じ込められ、処罰の対象となり、人に従属し、孤立し見捨てられていたが、共和国においては、人間を人間に従属させるようなことはすべて禁止される。「人民にとって反対派を打ち倒し、豊かな商人の血を流させ、大きな財産を解体するだけでは十分ではない。外国の一味を倒し、正義と徳の支配を呼び起こすだけでは十分ではない。共和国の領土から基本的欲求の奴隷となり、貧困の奴隷となる者を無くさねばならず、一方で好き放題に財産を使い、他方で必需品にも事欠く者を生み出している、人と人との忌むべき不平等を無くさねばならない。」<sup>37</sup>政治的な反対派や周辺諸国との戦いに勝利するだけでは共和国にとっては十分ではない。共和国の中においても、あらゆる人間的な従属を無くさねばならず、貧困の撲滅もその一貫としても重要なのである。ここには、国内外の反革命勢力との戦いのみならず、共和国内部における従属的な人間関係の消滅という視点も取り込まれている。<sup>38</sup>

そして、バレールはこの時点までに達成されたことを確認する。ここでは、風月のデクレにも言及され、風月の

デクレで定められたリストの作成が必ずしも順調に進んでいないことにも言及がある。そして、そして風月デクレで定められた一覧表よりも改良された新しい形式の一覧表を作ることにも言及がある。また、バレールは「われわれは別に二つの報告を用意している。一つは、土地による扶助の配分方法に関するもの、もう一つは都市における物乞いを迅速かつ効果的に除く方法についてである」と述べている<sup>39</sup>。しかし、こうした風月デクレへの言及は序論的、総論的なものにとどまっている。「土地による恩恵は土地を耕作する力のある者にしか与えられない。農地で働くことから遠ざかった年齢の者や農業で力を使い果たしてしまった者は、名誉ある休息を得られるべきであり、必要に応じて扶助を受けられるべきである」と、この法の趣旨は土地の配分ではなく老人などへの扶助であることは明確である<sup>40</sup>。

そして委員会の業務について整理された後、花月二二日デクレは農村の扶助策がその対象となつてゐることが改めて論じられる。

国家の福祉の秩序として、農村は都市より前に置かれなくてはならない。農村は豊かで肥沃な養い親であり、都市はしばしば恩知らずで不毛な娘である。

市民的革命的認識の秩序として、農村は第一に扶助を受ける価値がある。反革命は都市と結びつき、高慢な連邦主義は都市の徒党であり、内戦は大きなコミュニケーションで準備される。

与えられるべき助成の秩序として、第一の技術は、生活の糧をもたらずがつつましやかな、食糧や第一の必需品を生産する技術である、これこそが国家の福祉を受けるべきである<sup>41</sup>。

農村が国家の富の源であり、都市は反革命の巢窟となる可能性が高いために、まず農村での福祉を充実させると

いうのが、この法の狙いでもある。単なる経済的な富の源泉であるというだけでなく、農村を確保することは革命政府にとっても重要な課題となっていたことがうかがわれる。もともと、都市の福祉も無視されているわけではなく、「都市の職人についてわれわれは忘れることはできないし、第二の報告で彼らについて語ることとなる」<sup>(43)</sup>とは言われる。序論部分でも、この報告はまもなく行われるといわれているが、実際に、この報告が行われ、都市における扶助が別に立法化されることはない。

ここまでがほぼ序論的な部分と、花月デクレが誰を対象とするかという点に関する報告である。この総論的な部分では、革命と反革命との色分けといった政治的トーンは立憲議会以来の公的扶助に関する議論の中でも際だつてはつきりしている。風月と花月では政治情勢は、左右両派の肅正が行われたことで若干変わってきているが、共和国の正当性を確保するために貧者へ目を向ける必要があつたことには変わりはなく、バレールの報告の冒頭でも、貧者の共和国における重要性が強調される。また農村の扶助という点でも風月デクレとの関係も深そうである。総論的には花月デクレも、風月デクレに近い政治的な雰囲気を漂わせていると言える。しかし、こうした政治的トーンが必然的に具体的な法の内容に反映するわけではない。花月のデクレの目指すところは土地の再配分ではなく、扶助制度である。バレールがいう準備中の報告のうち、特に第一の報告は風月デクレとも深く関係していることを予想させるが、これは別に準備されているものである<sup>(44)</sup>。

花月デクレでは「国家福祉台帳」の作成が定められる。これは「老年または病気の耕作者」「老年または病気の職人」「母親と寡婦」の三つに分けて作成される<sup>(45)</sup>。この台帳に登録されるには、六〇歳以上の病人、貧者、働くことができないう者で、耕作者については、二〇年以上働き、働くことができなくなったこと、職人については、同様に二五年間働いていたことが求められる。また母親と寡婦については、耕作者または職人の妻または母であり、妻については一〇歳以下の子供が二人おりさらに加えて授乳中の三人目の子供がいること、寡婦については一〇歳以下の



子供が一人以上で、授乳中の子供がいることが条件となっている。そして、耕作者については年間一六〇リール、職人については、一二〇リール、母親と寡婦については原則六〇リールが支給される。<sup>46</sup>

国民福祉台帳に登録された者は、病気になった際には自宅無料で無料の扶助を受けることができ、またその子供についても同様である。この援助は、施療院を廃止し、在宅扶助を原則とするという救貧委員会以来の考え方を踏襲するものであるが、バレールの報告では、司祭の虚栄が施しを生み、修道士が相続を侵害するために施療院とつくり、さらに専制政治がこれを支えてきたのに対し、在宅扶助は「長い間、人間性の友、共和政体の擁護者によって祈念されてきた政治の摂理である」と、アンシャン・レジームからの教会を中心とした扶助との断絶と新しい共和政との結びつきという政治的性格が強調される。<sup>47</sup>ここで重要な役割を果たすが、健康管理官である。各ディストリクトに三名の健康管理官がおかれ、この健康管理官を中心に、各ディストリクトに配布される治療薬の管理・配布を行う。またこの健康管理官が認めるときには、食費その他の費用に充てるために一日一人一〇スー、一〇歳以下の子供については六スーの現金が支給される。また健康管理官の指示に基づいて薬草の栽培を行い、これを病人に無償で提供することも行われる。そして、健康管理官の活動は、各コミュニティの係官によって監視される (T.F.I.V.)。最後に、花月一八日の最高存在の祭典に関するデクレを受けて、不幸な者の祭典に関する規定が定められる。ここでは、国家の第一の祭典は不幸な者に名誉を与える祭典であるとされ、ディストリクトの中心都市で市民の祭典が挙行される。この祭典では、国民福祉台帳が市民の前で読み上げられ、本デクレの扶助の対象となる者が、人々の前で半年分の補助金を受け取る、そしてまた、子供たちを前にして、福祉を規制するデクレが読み上げられ、農業や手仕事にかんする職業の尊厳が祝われる (T.F.I.V.)。この祭典を通して、社会は貧者に対する義務を果たし、貧しい者の尊厳を確認し、彼らもまた社会の一員として組み込まれていることを確認することになるのである。

以上が、花月二二日デクレの概要であるが、これは、基本的に農村の貧者に対する扶助制度を定めるものであつ

た。この後、公安委員会は草月五日（五月二四日）の決定で、バレールの報告でも言及されている都市の物乞いを撲滅するための方法に関する報告を待ちながら、暫定的な方策として、物乞い収容施設を作る前に仕事を提供することが必要であり、また仕事を提供する前に、衣食を提供することが必要であるとしている。また、働くことができない者に対しては、独身者に対して一日一五スー、妻帯者については二五スー、一二歳以下の子供がいる者についてはさらに一人当たり五スーの援助を行うこと、また障害などを持っていても働くことのできる物乞いについては上記の三分の二の援助を提供することを定めている<sup>(48)</sup>。また、国民公会は、花月三日（四月二二日）に公的扶助に関する多くのデクレを整理し、一個の法典を作成するために委員会を設置して、法典の編纂にあたらせた。この委員会は、カンバセレス、メルラン、クートン、ロクレなどがメンバーとなっている。草月一日（五月三〇日）には、「完全な法典に関するデクレ」が定められ、諸々の法典と並んで公的扶助に関する法典を制定することが定められたが、結局この法典は実現しなかった<sup>(49)</sup>。

#### 第八章 共和歴二年收穫月（九四年七月）——施療院財産の国有化

都市の物乞いに関する法律や公的扶助に関する法典は実現していないが、九三年三月に採択された基本法と、九三年六月の子供と老人の扶助に関するデクレ、共和歴二年葡萄月（一七九三年一〇月）の物乞い撲滅に関するデクレ、さらに共和歴二年花月（一七九四年五月）の農村居住者の扶助に関するデクレによって、革命政府は公的扶助制度の相当部分を構築した。そして、統一的な法典を準備するかたわらで、国有化の例外とされてきた施療院の財産の国有化に乗り出すことになる。これは、共和歴二年收穫月二三日（一七九四年七月一日）デクレによって定められたが、このデクレについてのカンボンの報告は議会議事録にも掲載されておらず、詳細は不明である<sup>(50)</sup>。しか

し、施療院や施しがかえって怠惰を誘発し、国の生産力を低下させるという批判は革命以前からチュルゴーなどによって主張されてきたことであり、施療院や施しに頼らず在宅での公的な援助を基本とした扶助制度を構築するということは、立憲議会の救貧委員会や立法議会の公的扶助委員会でも主張されてきたことである。<sup>11)</sup>

一七九三年三月一九日の公的扶助の全般的基礎に関するデクレでは第五条において、

貧者の扶助は国家の負債であるが、この財源として、貧者のための施療院、財団、基金の財産が、国有財産譲渡に関する委員会の定める方法によって売却される。しかしながら、この売却は公的扶助について最終的の制度が完成され、完全に働き始めた後に行われる

として、公的扶助制度が完成した後に施療院の財産が売却され、扶助制度の財源に充てられることが定められている。<sup>12)</sup>

また第八条では、公的扶助に関する資金が、次のように分類される。

共和国が貧困対策に充てる資金は、次のように分類される。

経済活動のない時期または災害時に健康な貧者の扶助のための仕事。

障害のある貧者、子供、老人、病人の在宅扶助。

自宅を持たない、または自宅にいないことのできない病人のための病院。

捨て子や、自宅のない老人や障害者のための救護院。

予想されなかった事故に対する扶助。

ここでは、病氣や障害があつて働くことのできない貧者や、老人・子供に関する扶助も、在宅扶助が原則とされ、在宅扶助が不可能な場合にのみ特定の施設を設けて扶助にあたることになつてゐる。以上のように、伝統的な施療院を廃止し、在宅扶助を原則として、在宅扶助では十分な扶助が受けられない一部の子供や老人・病人などについて例外的に施療院にかわる特別な施設を設けて扶助にあたるというのが革命期の基本的な考え方であり、三月一日デクレでは、この原則が立法として確認されてゐる。<sup>(52)</sup>

その後、六月二八日、葡萄月二四日、花月二二日のデクレでもこの原則に従つて公的扶助制度が構築されてきた。なかでも花月二二日デクレに関するバレールの報告では、政治体制の転換と結びつけられながら施療院に対する激しい批判が展開されている。

物乞いは政府に対する生きた非難である。それは、公の広場で、そして農村の奥から、そして人類の墓場、すなわち王国によつてオテル・デュール、施療院という名で飾られた人類の墓場から毎日起こされる告発である。<sup>(53)</sup>

施療院による扶助を批判し、在宅扶助を中心にするにたいしてはアンシャン・レジームの末より、怠惰の誘發、国の生産力、扶助の効率、家族との絆といった経済的・社会的観点からの批判が展開されてきたが、ここではこれに加えて、在宅扶助が共和政と結びつけられるのにたいして、施療院はアンシャン・レジームの王政と結びつけられ、政治的な批判の対象とされてゆく。さらに、在宅扶助について定めた花月二二日デクレの第四部についても、施療院が聖職者や専制君主の支配と結びつけられ、一方で共和政と在宅扶助制度が結びつけられて論じられる。

第四部は、在宅扶助の方法に関する。そこにこそ共和国の比類のない秘密がある。これが物乞いを撲滅する代わりに呼ぶ寄せてしまい、人間性を解放するのではなく、人間性をむさぼり食ってしまう施設を短期間の間になくしてしまう最も確かな方法がある。

薄情な人間や貪欲な行政官は、聖職者の慈善や思い上がった専制君主によって施療院が作られると考えてきたが、共和国政府は全体のゆとりや個人資産と公的資産のより公正な配分によって、施療院に避難せざるを得なかった不幸な者たちを減少させる方策について休みなく考えている。<sup>(54)</sup>

そして、在宅福祉は、福祉を受ける者が家族など既存の人間関係から切り離されるということがないという点でも、施療院を通じた援助より優れたものであり、こうした共和国の福祉が浸透することでまた共和国を愛することになり、ひいては共和国市民としての関係をもたらすものとしてとらえられる。

不幸な者はもはや一時的で不十分な扶助を受けるために家族から離れるという苦痛を味わうことはない。不幸を覆い隠しているであろうみすばらしい屋根の下で、妻の傍らで、子どもたちのいるところこそ、共和国の福祉を受けるべきなのである。共和国の福祉によって、共和国が最も遠い小屋に、もつとも無視されてきた避難所まで入り込むのを見て共和国を愛することを学ぶことになるだろう。

こうした扶助を適切な形で与えることは、心と欲求を満たすことになり、二重に扶助を行うことになる。施療院の経済を富まし管理人を富ます代わりに家族全体の生きる手段を拡大することになる。それは人間として尊厳を尊重し、家族の感情をいたわり、市民に近づけるのである。

施療院や施しによる扶助にかわって在宅の扶助を中心としてゆくことは革命が始まって以来の基本的な考え方であり、これがさらに山岳派公会の時期には、施療院がアンシャン・レジームの専制や教会による支配と結びつけられ、在宅福祉が革命によって成立した共和国と結びつけられて考えられることで、いっそうの政治的な意味合いも帯びてくることになる。

とはいえ、革命が始まって以降も救貧事業において施療院は常に一定の役割を果たしている。教会財産の国有化以後も施療院の財産は国有化の例外とされ、施療院による救貧事業は続けられてきた。のみならず、十分の一税の廃止等によって施療院の収入が大きく減る中で、立憲議会・立法議会は様々な名目で施療院の行う救貧事業に対する補助金を支出していた<sup>55</sup>。国民公会も一七九三年二月三日に一七九三年上半期のために四〇〇万リーブルの予算を確保し、七月一四日には下半期のために新たに八〇〇万リーブルの予算を確保している。また、五月三日には捨て子の養育のために三五〇万リーブルを計上し、この大部分もまた施療院の活動に当てられることになる。一七九三年三月一九日デクレは、政府が新たな扶助制度を構築した後には、施療院の財産を国有化することを定めていたが、この後も一年以上は施療院に対する政策は基本的に大きな変化のないまま続いていたのである<sup>56</sup>。

こうした中で定められるのが共和歴二年收穫月二三日（一七九四年七月一日）デクレである。すでに触れたように、九三年三月一九日デクレでは、公的扶助について制度が完成され、実際に動き出してから施療院の財産を国有化することになっているが、実際にはまだ花月二二日のバレールの報告で言及されている都市市民についての扶助制度はできておらず、また公的扶助に関する統一的な法典も定められていない。基本法に加えて、老人・子供への扶助、物乞い対策、農村における扶助制度など、相当な部分がカバーされるようになっていはいえ、まだ完成には遠い状況で施療院財産の国有化を図るというのはいかにも拙速であるし、あきらかに九三年三月デクレの決定には従っていない。この法律は、公的扶助委員会の提案になるものではなく、カンボンを中心とした財政委員会

からの提案によるものであるが、公的扶助制度の完成を待たず施療院財産を国有化するという策に出たのは、対外戦争などによる出費がかさんだ結果、財政的考慮が優先されたのではないかと考えられる。<sup>(57)</sup>

デクレはまず施療院などの財産を国有化することが明記される。「第一部 施療院その他の福祉施設の借り方および貸し方は国のものであると宣せられる」の第一条、二条は次のように定められる。

第一条 施療院、扶助施設、救護院、貧民事務所その他福祉施設について、いかなる名前で呼ばれていても、その借り方債務は国家の負債であると宣せられる。

第二条 前条で言及された施設の貸し方は国家の所有となる。それは、国有財産に関する現行の法律によって管理・売却される。

ここで、施療院の財産は負債も含めてすべて国有化され、国の管理下に置かれることが定められる。しかし、施療院に変わる公的扶助制度はまだ完成しておらず、施療院はしばらくの間はまだ活動を続けることも予定されている。そのために必要な資金は、公的扶助委員会を中心として国が手当をしてゆくことになる。この点を定めるのが第四条である。

第四条 これらの施設について、前条で言及された利息の支払い、あるいは当座の出費のために必要な資金については、公的扶助委員会が、委員会が管理する基金によって供給する。これは、扶助の配置が最終的に定められるまで続けられる。<sup>(58)</sup>

したがって、これまで施療院がそれぞれ行ってきた資金の管理や様々な援助の活動は、最終的に公的扶助委員会に一元化されることになり、ここまでで定められた諸々の扶助制度に加えて、施療院の活動も国家が集権的に管理してゆくことになる。

「もはや施療院ではなく、施してもなく」というのが、革命が始まって以来、議論され続けてきた新しい扶助制度の基本構想であった。国民公会は、新しい構想に基づいて働くことができる者への作業所や、働くことができないう老人や子供、病人などに対する扶助制度、さらには働く意欲のない者に対する抑止制度を構築してきた。しかし、未だこれが完成しないまま、財政的な考慮から施療院の財産の国有化という手段を執る。これに対しては、当面施療院の活動に必要な資金は国が手当をするということにはなっているが、施療院という革命期の構想とは異質な制度を抱えたまま、扶助制度全体を国家の一元的な管理の下に置くことになった。

## 小 括

共和歴二年收穫月二三日（一七九四年七月一日）の施療院の国有化に関するデクレは、革命期の扶助制度を完成させたとは言えないまでも、革命期の公的扶助制度は、この收穫月のデクレによって實際上その最終的な形が示されることとなった。早くに教会財産が国有化されたのちも、施療院の財産はその救貧活動などを継続する必要がある、国有化の例外とされ、施療院は様々な困難を抱えながらも活動を続けてきた。一方で、国民公会は、立憲議会以来議論されてきた公的扶助制度について、ようやくその具体的な立法化を行ってきた。こうした立法化を進めた背景的事情としては、この時期の政治情勢をあげることができるだろう。

一七九三年三月一八日の農地法禁止のデクレを中心とした決定には、一方で所有秩序を基本としながら、さまざま



まな社会政策的な対応をすることで、より広範な層から革命への支持を取り付けようという意図は見取れる。さらに、具体的な立法が行われてゆく中では、アンシャン・レジームの悪しき制度に対して、革命がより良き制度を構築するという面がいつそう強調されるようになる。こうした政治的な色彩は、この時期の議論の至る所に見取ることができ、新しい共和国に不幸な者がいてはならないという革命の理想が、扶助制度の構築の一つの原動力となったことは否定できない。その一つの表れが最高存在の祭典などにおける貧者の位置づけであろう。

しかしながら、その一方で具体的な制度の内容については、これは、立憲議会以来の議論の延長線上でとらえることができる。風月のデクレの政治的な議論は花月デクレでも引用はされるものの、制度の具体的な内容は、立憲議会におけるロシュフーコリアンクールを中心とした救貧委員会が提出した構想をひきついでいる。ロベスピエールやサン・ジユストはきわめて政治色の強い議論を展開しているが、こうした議論が制度の具体的な内容にまでは影響を及ぼしてはいない。

一七九三年三月一九日の基本法をうけて、一七九三年六月の子供と老人の扶助に関するデクレでは、働くことができない子供や老人に対する援助が定められ、共和歴二年葡萄月（一七九三年一〇月）の物乞い根絶に関するデクレは、働くことのできる健康な者についての失業対策と、こうした対策をとつてもなお働こうとしない悪しき貧者を矯正し勤勉な市民として再教育するための場が考えられる。さらに共和歴二年花月（一七九四年五月）の農村居住者についてのデクレでは、農村における老人や寡婦など働くことのできない者に対する扶助制度が定められる。一七九三年六月のデクレと共和歴二年花月デクレでは、対象が重なり合っているようにも思われ、この二つのデクレの関係をどう捉えるべきかという問題もありそうだが、公的扶助委員会の構想では、これとは別に都市の職人などが年齢や病気などから働くことができなくなったときのための制度を具体化するという課題がなお残されており、さらにはこうした扶助制度を統一的に規制する法典が準備されていた。

こうした革命の扶助制度では、アンシャン・レژیーム以来、救貧活動の中心となってきた施療院に代わって、在宅での扶助が原則とされる。この点は革命が始まる前のチュルゴーやコンドルセの議論の中でもすでに施療院に対する経済的な効率の悪さなどからする批判は展開されているし、革命期の議論もこの議論の延長線上にある。革命期の構想では、在宅における援助が基本とされ、施療院などの施設における扶助は、在宅扶助が不可能なときに例外的に行われるものとして考えられている。アンシャン・レژیーム以来の施療院や私的な施しを中心にした救貧策は、国家的に一元管理された福祉制度に取って代わられるはずであり、その中で、施療院も在宅扶助制度の傍らに例外的な形で位置づけられるべきものであった。

しかし、新しい扶助制度が構築されるまでは施療院の役割を否定することもできない。施療院の財産は、教会財産国有化の例外とされており、施療院はその財産を元に救貧活動にも当たっていた。共和歴二年収穫月の施療院財産国有化のデクレはこの例外的状況に終止符を打つものである。それは本来新しい扶助制度が完成してからとられるべき策であった。しかし、実際にはこの時点でまだ新しい扶助制度は完成しておらず、施療院の救貧活動に必要な資金は、扶助制度が最終的に完成するまで当面国家が手当てするという留保を残しながら、扶助制度の観点からより財政危機に対応するためにとられたのが施療院の国有化策であった。

フランス革命は、伝統的なキリスト教的な施しと施療院を中心とした救貧制度から、自由・平等という新しい理念に基づいて、在宅扶助を中心とした国家による扶助制度を構築しようとした。すべての者に生きる糧を保障するのが、国家の基本的な役割であるというのは、社会契約論からも帰結する考え方であり、この点については革命期のフランスでは広範な合意があった。そして、この理念に基づいて立憲議会以来議論されてきた新しい扶助制度は国民公会の元でようやく実現し始めた。しかしそれは完成の一步手前で、微妙に進路を変えてしまった。本来は新しい制度が完成した後には国有化されるはずの施療院の財産が、完成の一步手前で国有化された。これはテルミドー

ルのクーデターのおよそ二週間前であった。ここまで、立憲議会以来ほぼ一貫した構想の下、構築されてきた扶助制度はここでその方向を変え、最終的には瓦解してゆくことになる。国家が国民一人一人の生きることを保障しようとした革命期の扶助制度は完成を目前にして崩壊を始めることになる。

- (1) *Archives parlementaires*, t. 67, pp. 476-496.
- (2) *Ibid.*, p. 476.
- (3) *Ibid.*, p. 477.
- (4) *Ibid.*, pp. 478-480. 引用は' p. 480.
- (5) *Ibid.*, pp. 480-481.
- (6) *Ibid.*, p. 481.
- (7) *Ibid.*, p. 484.
- (8) *Ibid.*, pp. 480-481.
- (9) *Ibid.*, p. 489.
- (10) *Ibid.*, p. 490.
- (11) "26-28 juillet 1793.- Décret contre les accapareurs," in DUYERGIER, *Collection complète des lois, décrets, et avis du Conseil-d'État*, Paris, 1825, t. 6, pp. 68-70.
- (12) "11 septembre 1793.- Décret qui fixe un maximum du prix des grains, farines et fourrages, et prononce des peines contre l'exportation," et "29 septembre 1793.- Décret qui fixe le maximum du prix des denrées et marchandise de première nécessité," in DUYERGIER, *Collection*, t. 6, pp. 197-202, pp. 239-241.
- (13) "24 vendémiaire an 2 (15 octobre 1793).- Décret contenant des mesures pour l'extinction de la mendicité," in DUYERGIER, *Collection*, t. 6, pp. 283-288. 日本語訳は林信明『フランス社会事業史研究——事前から博愛へ、友愛から社会連帯へ——』ミネルヴァ書房、一九九九、三五八—三六三頁にある。
- (14) *Archives parlementaires*, t. 76, p. 443.
- (15) *Ibid.*, pp. 443-444. 恥ずく貧者 *pauvres honteux* は、元貴族の出身でアンシャン・レジームの身分制の下では、働くべき者ではならなかった。したがって、貧困に陥っても自ら働くのではなく、人の施しなどに頼って生きていかざるを得ないとい

うことになり、また社会的にもそれが容認されてきた。しかし、ここではもはやそのような身分的な特権は「野蛮な虚栄」とされ、貧困状態に陥った人間は野蛮な虚栄を捨て、そのみずほらしい状態にあったように適応しなくてはならず、怠惰な矜持という幻想に身を任せるのではなく、自らの不幸と戦うための資源を労働に見いださねばならない、とされる。

- (16) *Ibid.*, p. 444. 財産を所有しない者の数はきわめて多く、また革命期の土地配分策も必ずしも貧者の援助につながっていないことが、ホーがこの論点にこだわらずに、より現実的な労働による援助という議論を展開しようとする一つの理由であるかもしれない。こうした指摘をするものとして、cf. Jean-Paul BERTAUD, "La crise sociale (septembre 1792 - juillet 1796)," in Jean IMBERT (dir.), *La protection social sous la Révolution française*, Association pour l'étude de l'histoire de la sécurité sociale, Paris, 1990, p. 228.

(17) 作業所の設置に関しては同テクレの Titre I に定められている。

- (18) *Archives parlementaires*, pp. 444-445; Titre I, Art. 16.

(19) *Ibid.*, p. 446.

(20) *Ibid.*, p. 446; Titre II, Art. 6, 8.

(21) *Ibid.*, p. 446; Titre III, Art. 1<sup>er</sup>..

(22) *Ibid.*, p. 447; Titre III, Art. 15.

(23) *Ibid.*, p. 447; Titre IV.

(24) *Ibid.*, pp. 447-448; Titre V.

(25) *Ibid.*, p. 448.

- (26) 風月のテクレとその後状況については、Jean-Paul BERTAUD, "La crise sociale," pp. 233-236; Gilles REVELLES, *Du mendiant au prolétaire : pauvre, droit et débat politique en France de la fin du XVIII<sup>e</sup> siècle à l'aube de l'ère industrielle*, Atelier national de reproduction des thèses, 2003, pp. 430-432. 古典的研究として、Albert MATIEZ, "La Terreur : instrument de la politique sociale des Robespieristes," dans Id., *Girondins et montagnards*, Paris, 1930; pp. 109-138; Georges LEFEBVRE, *Question agraires au temps de la Terreur*, Édition de C. T. H. S., Paris, 1989, ch. 1; Albert SOBOUL, *Les sans-culottes parisiens en l'an II : histoire politique et sociale des sections de Paris, 2 Juin 1793-9 Thermidor an II*, Clavreuil, Paris, 1962 (2e éd.), 1, 2, ch. 1. 柴田三千雄「ヴァンターズ法について——フランス革命における農業問題と独裁」人文学報、八巻、一九五三、一—四三頁を参照。また、新しい革命のプログラムとしての風月のテクレという見方は、マチエ（ねずまろし・市原豊太訳）『フランス大革命』岩波文庫、下二二二頁にも示されている。

- (27) サン＝ジュストの報告は『Archives parlementaires, t. 85, pp. 516-520.』
- (28) *Ibid.*, p. 516.
- (29) *Ibid.*, p. 517.
- (30) *Ibid.*, p. 517.
- (31) *Ibid.*, p. 519.
- (32) *Ibid.*, p. 520.
- (33) *Archives parlementaires, t. 86, pp. 22-23.* 阪上孝訳「ヴァントース法(一七九四年三月三日)」『資料フランス革命』四九七一—五〇〇頁。
- (34) *Archives parlementaires, t. 90, pp. 132-141.* 富永茂樹訳「ロベスピエール 最高存在の崇拜について(一七九四年五月七日)」『資料フランス革命』五〇一—五一一頁。
- (35) *Archives parlementaires, t. 90, pp. 246-259.* "22 = 27 floréal an 2 (11=16 mai 1794) - Décret qui ordonne la formation d'un livre de la bienfaisance nationale," in DUVERGIER, *Collection, t. 7, pp. 199-203.* 日本語訳は前掲林信明『フランス社会事業史研究』三六三—三六七頁。
- (36) *Archives parlementaires, t. 90, p. 246.*
- (37) *Ibid.*, p. 247.
- (38) こうした点は、国民公会の成立から九三年憲法の成立にかけて議論された選挙権をめぐる議論とも関連しているようにも思われる。九一年憲法から九二年九月の国民公会議員の選挙においては、奉公人について他者に従属する人間として選挙権が認められなかった。その後、従属的な人間関係は無くすべきであるという観点から奉公人も区別することなく選挙権を与えるべきだとされ、九三年憲法では、奉公人も選挙権が認められている。従属的な人間関係を無くすべきであるという観点から奉公人の選挙権を認めようとした議論としてコンドルセの議論を参照(河野健二訳「コンドルセ憲法草案(一七九三年二月一日)」『資料フランス革命』三六二—三六八頁、特に三六六—三六七頁)。革命期の選挙権をめぐる議論も膨大な蓄積があるが、とりあえず思想的な背景を論じたものとして Pierre ROSANVALLON, *Le sacre du citoyen : Histoire du suffrage universel en France*, Gallimard, 1992; 具体的な制度の運用については Patrice GUENEFÉY, *Le nombre et la raison : La révolution française et les élections*, EHESS, 1993を参照。
- (39) *Archives parlementaires, t. 90, pp. 247-248.*
- (40) *Ibid.*, p. 248.



- dition, Paris, 1905, pp. 77-83; BERTAUD, "La crise social," p. 241; REVELLES, *Du mendiant au prolétaire*, pp. 440-444. "11-15 prairiale an 2 (30 mai = 3 juin 1794). - Decret relatif au Code complet des lois," in DUVERGIER, *Collection*, t. 9, p. 221.
- (50) デクレについては、*Archives parlementaires*, t. 93, pp. 73-76.
- (51) この点については、波多野「一七八九年人権宣言と扶助の権利 (一)」島大法学四八巻三号、二〇〇四年、五四―五七頁；同「フランス革命における公的扶助理論の形成——立憲議会から立法議会へ—— (二・完)」岡山大学法学会雑誌五七巻一、二〇〇七年、五五―五七頁、七六―七八頁。
- (52) したがって、三月一九日デクレには施療院に関する規定は全くなさ。この点も含めて、三月一九日デクレから収穫月二四日デクレまでのいくつかの立法における施療院の位置づけについて、cf. Jean IMBERT, *Le droit hospitalier de la Révolution et de l'Empire*, Sirey, Paris, 1954, pp. 73-81.
- (53) *Archives parlementaires*, t. 90, pp. 246-247.
- (54) *Ibid.*, p. 255.
- (55) 一七九三年一月九日にロランによって国民公会に報告が行われている。これによれば、一七九一年七月二五日、九月一二日、一七九二年八月一二日法によって全体として九〇〇万リーブルの補助が施療院に行われることになっており、報告の時点でおよそ七六〇万リーブルが支出されている (*Archives parlementaires*, t. 56, p. 644)。これ以外にも、失業対策、老人や子供に対する扶助策などさまざまな支出が行われており、このうちの一定の部分は施療院の収入ともなっている。
- (56) cf. Michel BOUCHET, *L'assistance publique en France pendant la Révolution*, Imprimerie Henri Jouve, Paris, 1908, pp. 460-463.
- (57) cf. Imbert, *Le droit hospitalier de la Révolution et de l'Empire*, pp. 79-80; BERTAUD, "La crise social," p. 242.
- (58) *Archives parlementaires*, t. 93, p. 73.

(未完)

本稿の執筆に当たっては、科学研究費補助金基盤研究C (課題番号二〇五三〇〇二二) の助成を受けている。記して謝意を表したい。